

解体工事業の技術者要件の経過措置終了に伴う技術者の配置について

経過措置による解体工事業のみなし技術者は、令和3年7月1日以降は解体工事の技術者にはなれません。

解体工事の入札に参加される場合は、以下の①と②に注意して技術者の配置を検討してください。

①解体工事業のみなし技術者の経過措置期間経過後の技術者要件

令和3年6月30日まで (経過措置期間中)		令和3年7月1日以降 (経過措置期間経過後)	
資 格		要 件	
技 術 検 定	1級建設機械施工技士	→	(解体工事業の技術者にはなれません)
	2級建設機械施工技士(第1種～第6種)	→	(解体工事業の技術者にはなれません)
	1級土木施工管理技士 ※平成27年度までの合格者	→	「合格後、解体工事に関し1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要
	2級土木施工管理技士(土木) ※平成27年度までの合格者	→	
	2級土木施工管理技士(薬液注入)	→	(解体工事業の技術者にはなれません)
	1級建築施工管理技士 ※平成27年度までの合格者	→	
	2級建築施工管理技士(躯体) ※平成27年度までの合格者	→	「合格後、解体工事に関し1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要
技 術 士 試 験	建設・総合技術監理(建設)	→	
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	→	
	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	→	(解体工事業の技術者にはなれません)
	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	→	(解体工事業の技術者にはなれません)
	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	→	(解体工事業の技術者にはなれません)
技 能 検 定	とび・とび工(2級) ※合格後、とび工事に関し3年(平成15年度以前の合格者は1年)以上の実務経験が必要	→	合格後、解体工事に関し3年(平成15年度以前の合格者は1年)以上の実務経験が必要
	型枠施工 ※2級にあっては、合格後、コンクリート工事に関し3年(平成15年度以前の合格者は1年)以上の実務経験が必要	→	(解体工事業の技術者にはなれません)
	ウエルポイント施工 ※2級にあっては、合格後、土木工事に関し3年(平成15年度以前の合格者は1年)以上の実務経験が必要	→	(解体工事業の技術者にはなれません)
	コンクリート圧送施工 ※2級にあっては、合格後、コンクリート工事に関し3年(平成15年度以前の合格者は1年)以上の実務経験が必要	→	(解体工事業の技術者にはなれません)
民間 資格	登録地すべり防止工事試験の合格者 ※合格後、土木工事に関し1年以上の実務経験が必要	→	(解体工事業の技術者にはなれません)

②経過措置にかかわらず解体工事業の技術者要件を満たす資格

資 格	
技 術 検 定	1級土木施工管理技士 ※平成28年度以降の合格者
	2級土木施工管理技士(土木) ※平成28年度以降の合格者
	1級建築施工管理技士 ※平成28年度以降の合格者
	2級建築施工管理技士(建築) ※平成27年度までの合格者にあっては、「合格後、解体工事に関し1年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要
	2級建築施工管理技士(躯体) ※平成28年度以降の合格者
技能検定	とび・とび工(1級)
民間資格	登録解体工事試験の合格者(解体工事施工技士)